

平成27年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業 事前申請タイプ・追加公募 評価基準の変更概要

H27.11.10

パブリックコメント「既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認定基準案等に関する意見の募集について」とこれまでの長期優良住宅化リフォーム推進事業の活用実績等を踏まえて以下の内容を変更しております。

1. 構造躯体等の劣化対策

1-2. 鉄骨造

S, A基準	鉛系さび止めペイントを用いる仕様の削除
--------	---------------------

1-3. 鉄筋コンクリート造

S, A基準	(旧)	着工時期が昭和62年9月30日以降、かつ目視調査で鉄筋腐食を伴うひび割れ等がない住宅は、塩化物イオン量のサンプル調査を要しない
	(新)	検査済証がある住宅、または過去の調査結果や新築時の設計図書等により塩化物イオン量が基準値以下であることが確認できる住宅で、目視調査により鉄筋腐食を伴うひび割れやさび汁等がない場合はサンプル調査は不要である。それ以外の場合は、サンプル調査により確認する。

2. 耐震性 2-1. 木造 S基準

S基準	着工時期が昭和56年6月1日～平成12年5月31日までの住宅について、基礎補強及び壁のバランス等による基準を削除
-----	--

3. 省エネルギー対策

S, A基準	断熱材の使用経過年数、外壁及び間仕切り壁の気流止めの有無による性能低下の考慮を削除
	気密性に関する規定の削除
S基準	省エネルギー対策等級に基づく規定、及び一次エネルギー対策等級(太陽光発電設備を評価対象外+断熱性による規定)の削除

4. 高齢者等対策(共同住宅等の場合)

S基準	エレベーターの出入り口及びエレベーターホールに関する規定の追加 エレベーター出入り口幅員：800mm以上 エレベーターホール：一辺1500mm以上の正方形の空間確保
-----	--